

## 第2章 本市の市民活動を取り巻く状況

### 1 協働のまちづくり

松戸市における協働のまちづくりとは、地域・市民・民間の自主的な活動を促進するとともに、それらの成果を自治体運営に最大限に生かしていく取り組みです。それは、地域・市民・民間企業等と行政とが連携・協力していくことによって、よりきめ細やかな公共サービスを創造していくことであり、また市民相互の様々な共助を切り拓いていくことによって、行政から相対的に自立した諸活動の発展と地域社会の充実を目指していくものです。

松戸市を市民の誰もが暮らしやすいまちにしていくためには、人・金・物・情報を幅広く生かしていくことによって、市民が抱える諸課題に多角的かつ柔軟に取り組んでいくことが求められます。すでに松戸市には、一方で長きにわたって担われてきた諸々の地域活動の蓄積と継続があり、他方では地域課題の解決に向けて奔走する数多くの市民活動・民間活動の誕生と発展が見出されています。

今後は、こうした地域・市民・民間活動をより一層充実させるとともに、さらに地域社会の新しい可能性を生み出していくことが必要となってきます。私たちは、こうした目的を共有しながら、この協働のまちづくりを実践していきます。

## 2 協働のまちづくりの背景

### (1) 社会変化による地域課題の多様化と増加

松戸市は、市制を施行した昭和18年の人口は4万人程度であり、昭和30年代の半ばまでは農業主体のまちとしてゆるやかな人口の増加傾向をたどってきました。

高度経済成長を経て、急激に膨張する首都東京の住宅需要の受け皿として、大規模団地が建設され、新しい市民が全国各地から移り住み、激しい人口移動と増加を繰り返し、人口約49万人を擁する全国でも有数の生活都市として大きな発展をとげてきました。

しかし、バブル崩壊後の経済低迷に加え、リーマンショックをきっかけとする経済情勢の悪化により生活困窮者が増加し、それに伴う格差の広がりが生じてきており、また、少子高齢化が進み、地域の地縁的なつながりが希薄化し、年代を問わず社会とつながりを失った人が孤立するなど、地域の課題は多様化、複雑化しています。

その一方、市内では、NPO法人の認証数が年々増加しているほか、多くの町会・自治会、ボランティア、市民活動団体等が、幅広い分野で活発に活動を展開してきており、今後も定年退職者の参加などによってさらに増えていくことが期待されています。

多様化している地域課題の対応には、厳しい財政状況等により従来のような行政中心の取組みだけでは、様々な面で限界が見られるようになってきており、市民、市民活動団体、事業者、行政など、多様な主体がそれぞれの特性を活かし、連携して、柔軟に解決に取り組むことが求められています。

### (2) 地方分権と地方創生の推進

平成12年には地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の全廃、国の関与のルール化などが図られました。それによって、各自治体は自らの判断と責任に基づいて、地域の実情に即した行政を展開していくことが求められるようになりました。そして、平成23年には地域主権改革一括法が成立し、以降、国が法令で事務の実施や方法を細かく規定している義務づけ・枠付けのあり方が見直され、権限が移譲された分野については、自治体が独自の判断や方針を決めていく方向性とされました。

平成26年6月に成立した第4次一括法により、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入されるなど、個性を活かし自立した地方をつくるためには、社会経済情勢の変化に対応して、地方の発意に根ざした取組みが推進されてきています。

また、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを喫緊の課題として、平成26年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市においても、国及び県の人口ビジョン・総合戦略を勘案しつつ、本市の地域特性を踏まえ、「松戸市人口ビジョン」及び「松戸市総合戦略」（平成27年度～31年度）を策定しました。

総合戦略では、人口ビジョンで提示した「松戸の持つ魅力、潜在能力をフル活用し、良好な居住環境の整備、経済の活性化により、人口規模を維持していく。」という「目指すべき将来の方向」を実現するために、「子育て・教育・文化を軸とした都市ブランドづくり」「高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちづくり」「まちが再生し、賑わいのあるまちづくり」「経済が活性化し、安心して働けるようになるまちづくり」の4つの基本目標を設定しました。具体的な施策の実施に当たっては、関係機関との連携体制の強化、地域や大学との協力や協働、自主的な活動の支援、様々な人材の育成、社会参加の促進が求められています。

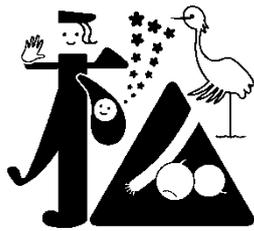
### **(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催**

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会では、世界中の国や地域から、多くの人々が日本を訪れることとなります。

松戸市は、大会を迎えるに当たり、「やさシティ・おもてなシティ（6頁参照）」の推進を基本理念として、大会の成功を支えるとともに、大会の効果を本市の活性化や持続的成長につなげる取組みを展開します。

大会には、国外から2千万の人が訪れると想定され、会場に近い本市には、大会を支援する重要な役割が求められることから、大会を支える「顔」であるボランティアの育成・派遣も重要な使命となります。そこで大会に向けた市民意識の高揚を図るとともに、一般市民や学生、高齢者など多くの市民ボランティアが大会に参加できるよう育成・支援を進めていく必要があります。

## ■「やさシティ・おもてなシティ」とは



やさシティ、まつど。  
matsudo

「やさシティ、まつど。」は、市制70周年を記念し、松戸市の目指す子育て、教育、文化を軸とした都市ブランドのシンボルとして、市の魅力を発信するためのロゴマーク・スローガンを募集し、全国から343作品が寄せられ、審査の結果決定されました。

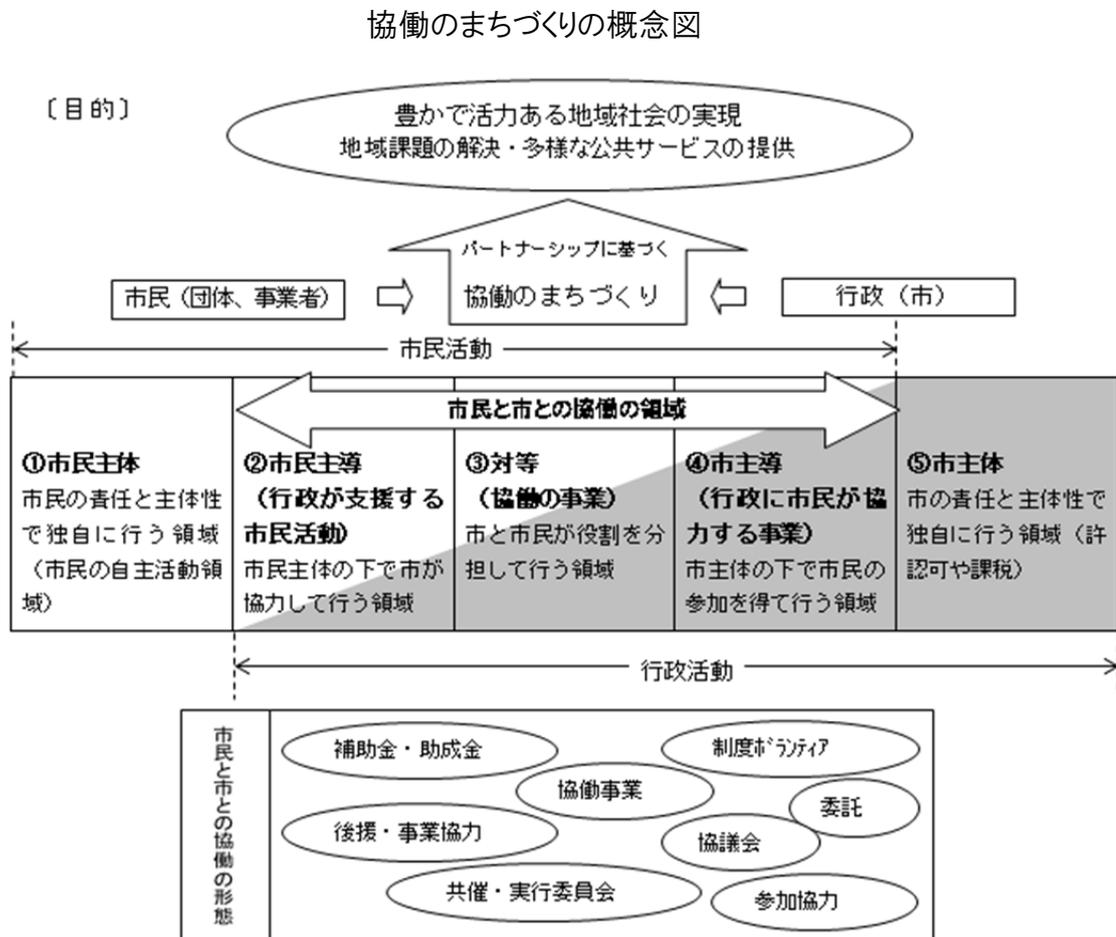
「おもてなシティ」は、人や暮らしにやさしいまち「やさシティ」とともに、江戸時代から旅人をもてなす松戸宿、小金宿の二つの宿場町から成長した「おもてなしのまち」など、本市の特性、魅力を表現したものです。今後の大会に向けた取組みの中で、その魅力をさらに増進させることが、本市にとってオリンピック憲章にあるレガシー（未来への遺産）創出となることから、親しみやすい取組みのメッセージとして掲げられました。

### 3 市民と行政との協働

#### (1) 活動領域

協働のまちづくりでは、市民、市民活動団体、事業者による「市民活動<sup>3</sup>」と、市が施策に基づいて実施する「行政活動」があり、それらの活動には下の概念図に示すように5つの活動領域が存在します。

市民活動には、社会性や公共性の高いものもあり、市の施策と目的や対象が重なり合う領域があります。



<sup>3</sup> 市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動をいいます。

## (2) 市民と市との協働の形態

前頁の図にあるように、②～④の「市民と市との協働の領域」においては、様々な協働の形態があります。

### 【市民主導の領域】

#### ① 補助金・助成金

市民が主体となって行う事業に、市が、公益上必要があると認める場合に、市が資金提供を行います。

#### (例) 市民活動助成制度

市民活動助成制度とは、市民活動の活性化を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に貢献することを目的として、新たな市民活動を立ち上げるため、又は、既存の活動をさらに発展させるための事業に要する一時的な資金を助成する制度です（23頁参照）。

#### ② 後援

市民活動団体等が実施する事業に対し、市がその趣旨に賛同して、名義後援をするなど、資金以外の支援を行います。事業への社会的信用が高まり、市民の理解と市民の参加が促進されます。

### 【対等の領域】

#### ① 協働事業

市民活動団体や民間事業者が、協働事業を提案し、市と共に、その事業を企画し、実施します（31頁参照）。

#### ② 共催

それぞれが主催者となって共同で一つの事業を行います。

### ③ 事業協力（連携）

それぞれの特性を生かした役割分担を行い、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を実施します。

#### （例）学官連携

松戸市では、広範な分野で相互に人的資源を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的に、市内にキャンパスのある大学との間で包括的な連携協定を締結しています。

平成25年4月15日に千葉大学、同年12月17日に聖徳大学・聖徳大学短期大学部、そして平成28年4月11日には流通経済大学との間で協定を締結しました。

協定では、大学の地域貢献に関すること、市の施策の推進や地域の課題解決のための知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること、相互の人材育成に関することを大学と連携して取り組む旨を位置付けています。

また、協定の有無に関わらず様々な分野において学官連携による取組みが推進されているところです。

#### （例）町会・自治会加入促進に関する協定

松戸市、松戸市町会・自治会連合会及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会松戸支部との間で、町会・自治会等への加入促進により、地域力の向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的として、平成28年8月5日に協定書を締結しました。

協定の内容は、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会松戸支部に加盟されている店舗において、町会・自治会への加入促進ポスターの掲示及び新規契約者等へ町会・自治会への加入に関するチラシ配布です。

#### 【市主導の領域】

##### ○ 市の制度ボランティア

市のボランティア制度に、市民が登録し、ボランティア活動を実施します。具体的には、次のようなものがあります。

介護支援ボランティア制度	65歳以上の方が、社会参加の一環として、自身の健康増進を図り介護予防につなげることを目的に、市内の特別養護老人ホームなど（受入機関）でボランティア活動を行い、その実績に応じてポイントが付与されます。付与されたポイントを、年間最大5,000円の交付金又は障がい者就労施設等生産品と交換することができます。
松戸市あんしん一声運動	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域の応援者を増やします。「オレンジ声かけ隊」は、認知症サポーターの中から、市に登録し、地域での声かけ活動を行います。「オレンジ協力員」は、認知症サポーターの中から、市に届出をし、専門職と協力して、地域の認知症の支援を行います。
生涯学習支援ボランティア	経験や能力を生かし市民の学習を手助けしたい方が登録を行い、ボランティアの支援を希望する市民が、その名簿の中から活動内容に応じて、選択し、支援を受けることができます。
病院ボランティア	松戸市立病院で、患者がより安心して診療や入院生活を送ることができるよう、診察室等への案内誘導、雨天時の傘立ての整理、車椅子利用者の介助、申込書の作成援助、お話し相手、絵の展示、本の読み聞かせ、花壇の手入れなど毎日交替で活動しています。
防災ボランティア	年に1回、松戸市主催の防災講演会に参加し、大規模災害時に必要なマンパワーの担い手として、各地域における被災者収容施設（収容避難所）での炊き出しや、清掃・整理などのボランティア活動をしてくれる人を、防災ボランティアとして登録します。
地域環境調査員（市民ボランティア）	担当する地区を散策し、半年に一度、観察した野鳥等の種類について市に報告してもらい、ボランティア調査員による野鳥等の観察を通して、地域の環境調査を実施しています。

## 4 活動の担い手

市民活動の主な担い手としては、市民個人、事業者、市民活動団体があります。

### (1) 市民個人

市民の方が個人的に行うボランティア活動として福祉施設での活動、教育や学習支援、身の回りでの清掃・美化活動が見られます。また、前頁に掲げたボランティアの他にも行政に協力するボランティアとして民生委員・児童委員などの各種委員による社会貢献活動があります。

#### ■行政に協力するボランティア

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された、地域においてさまざまな福祉活動を行う制度ボランティアです。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねているため「民生委員・児童委員」と呼ばれています。民生委員・児童委員は、生活上でさまざまな困難が生じたとき、市民の地域の身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を担っています。

また、保護司<sup>4</sup>、健康推進員<sup>5</sup>、少年補導員<sup>6</sup>などもそれぞれの地域で、活動しています。

### (2) 事業者

地域での清掃活動やイベントへの参加、資材や資金の提供などの社会貢献活動が行われています。また、市民活動団体への支援などの協働の事例も見られます。

<sup>4</sup>保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。(保護司法第1条)

<sup>5</sup>健康推進員は、市長から委嘱を受け、市民の健康づくりを広める活動をしている。定員は240名。3年任期で活動している。

<sup>6</sup>少年補導員は、「地域の少年は、地域で育てる」を基本理念に、警察から委嘱された多くの民間スタッフが都道府県・市町村・学校などと連携してボランティア活動に従事している。(参考：警察庁ホームページ)

### (3) 市民活動団体

自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動を行う団体やグループを言います。またNPOとは、Non Profit Organization（＝民間非営利組織）の略で、市民活動団体のことを指すことが一般的です。

なお、NPOのうち、特定非営利活動促進法により認証を受け、登記した団体がNPO法人（特定非営利活動法人）です。

ここでは便宜上、地縁によって組織化されたものを地縁・エリア型、活動のテーマにより組織化されたものを志縁・テーマ型として整理しました。

#### ① 地縁・エリア型組織

主に、町会・自治会が想定されます。市内には約400団体が、防犯活動（防犯パトロールや防犯灯の設置管理）、防災活動、リサイクル活動、環境美化活動、公園等の管理、運動会やお祭りなどのコミュニティ活動など様々な活動を行っています。

また、はつらつクラブ（老人クラブ）、子ども会などもそれぞれの地域で活動しています。

#### ② 志縁・テーマ型組織

ボランティア団体、NPO法人、社会教育関係団体<sup>7</sup>など特定の目的を持って集まった団体です。

#### ③ 連携・ネットワーク型組織

市民、市民活動団体、事業者、大学が連携して活動を行うために、実行委員会、連絡協議会、協会など様々な形態の組織化が図られています。その組織化にあたっては、行政が、呼び掛けをしたり、事務局を担うケースがあります。

#### ④ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づいた松戸市社会福祉協議会（市社協）は、住民、ボランテ

---

<sup>7</sup>市内の社会教育活動を促進するため、社会教育関係団体の登録を実施している。文化系の社会教育関係団体は、生涯学習推進課、スポーツ系の社会教育関係団体はスポーツ課が担当している。現在、約1,000以上の団体が社会教育関係団体として登録し、それぞれの分野で活動をしています。分野は、歴史・語学・美術・茶華道・音楽・手工芸・ダンス・スポーツ・料理・社会活動など、広い範囲にわたる。

ィア団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくりを目指したさまざまな活動を行っています。また、市内の15地区に設置された地区社会福祉協議会は、市社協の自立性を有する内部組織として位置づけられ、協働のまちづくりの担い手として期待されています。

## 5 第3次協働推進計画の経緯

第3次協働推進計画の策定に当たっての経緯は次のとおりです。

- ① 協働のまちづくりに関する市民・市民活動団体・事業者アンケート調査  
(平成27年度)  
(意識、活動の現状把握など「協働の推進施策」の進捗状況を調査)
- ② 協働のまちづくりに関する職員アンケート調査 (平成27年度)  
(市職員の意識や現場の現状を調査)
- ③ 協働のまちづくり評価シート (平成27年度)  
(各課の協働による取組み事業の抽出及び収集)
- ④ 第3次協働推進計画の策定に関するワークショップ (平成28年度)  
(協働推進委員及び協働推進員の説明会兼研修)
- ⑤ 松戸市協働のまちづくり協議会 (平成28年度)  
(市長からの諮問に対し、3回の審議を経て、答申)
- ⑥ 松戸市協働のまちづくり推進会議 (平成28年度)  
(各部の統括課長により構成される会議へ計画の素案の報告)
- ⑦ パブリックコメント (平成28年度)  
(計画案の公表及び市民意見の募集)